

牛用

家畜共済の概要です。



牛の確認は、トレーサビリティ情報で行います。

加入者の登録情報を、独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースより利用することの同意をお願いします。

トレーサビリティ情報の組合での利用の同意は、共済加入の要件となります。

制度のポイントは次のとおりです。

- 1 死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離され、一方のみの補償及び別々の補償割合を選択することができます。**
 - ・ 死亡廃用共済は、共済価額の2割～8割の範囲内で補償割合が選択できます。
 - ・ 疾病傷害共済は、支払限度額を超えない範囲内で共済金額が選択できます。
- 2 包括共済の家畜区分(契約単位)は次のとおりです。**
 - 死亡廃用共済(4区分)：搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌牛、育成・肥育牛
 - 疾病傷害共済(2区分)：乳用牛、肉用牛
- 3 日々価値が増加する育成乳牛や育成・肥育牛(棚卸資産的家畜)は事故発生時の資産価値で補償します。**
 - ・ 搾乳牛や繁殖用雌牛(固定資産的家畜)は、期首時の資産価値での補償となります。
- 4 と畜場で発見された牛伝染性リンパ腫は、家畜商経由で損失を被った場合も、共済金の支払い対象となります。**
- 5 疾病傷害共済では、診療費全体(初診料を含む)の1割が自己負担となります。**
- 6 家畜の導入から2週間以内の事故は原則、免責となりますが、加入者間取引により引き続き共済に付された場合は、共済金の請求ができます。**
- 7 死亡廃用共済は、期首に年間の飼養計画頭数を申告し、期末に年間の飼養実績により掛金等を調整します。**
 - ・ 補償期間中に農場の譲受や譲渡、畜舎の増改築等によって飼養頭数が著しく増減した場合には、その旨の申告が必要です。
 - ・ 原則、期首に選択した補償割合で、支払共済金を計算します。
 - ・ 期首の飼養計画頭数と期末の飼養実績頭数が異なった場合は、掛金等の追加納付あるいは返還が生じます。
- 8 危険段階別の掛金率を県下で導入しています。**
 - ・ 農業者ごとの被害の発生状況に応じた掛金率を設定しています。
(死亡廃用共済は21区分、疾病傷害共済は41区分)

家畜共済パンフレット及び重要事項説明書 牛用

家畜区分ごとの加入となります。

- ・家畜区分に属する家畜を全て補償するため、**全頭加入**が条件となります。
- ・補償期間中に導入した家畜、資格取得した家畜も補償対象となります。
- ・補償期間（共済掛金期間）は、1年です。

死亡廃用共済（死廃共済）

包括共済家畜区分		定 義	事故除外※2	酪農家	繁殖和牛農家	肥育農家
搾乳牛	固 定	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	1号イ 1号ロ 1号ハ	○		
育成乳牛※1	棚 卸	満24月齢未満の乳牛の雌及び牛の胎児のうち乳牛であるもの	1号イ 1号ロ 1号ハ	○		
繁殖用雌牛	固 定	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	2号イ 2号ロ 2号ハ		○	
育成・肥育牛※1	棚 卸	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛と牛の胎児のうち乳牛でないもの	2号イ 2号ロ 2号ハ	○	○	○

- ・ ※1の区分で、子牛等（出生後第5月の末日を経過しない牛と胎児）を共済目的とする場合、共済掛金期間の開始する**2週間前までに**申し出をお願いします。牛の胎児は、授精又は受精卵移植の日から起算して240日に達した胎児が対象となります。
- ・ ※2の共済事故の一部を除外する場合、共済掛金期間の開始する**2週間前までに**申し出をお願いします。（その分だけ共済掛金が軽減されます。）
 1号・2号のイ:火災、伝染病、自然災害による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用を共済事故としない
 1号・2号のロ:火災、伝染病、自然災害による廃用以外の廃用を共済事故としない
 1号のハ:5号廃用及び6号廃用を共済事故としない
 2号のハ:1号、2号及び3号廃用を共済事故としない
- ・ 引受時の評価額については、固定資産的家畜の場合は、共済掛金期間の開始時における評価額、棚卸資産的家畜の場合は、共済掛金期間の満了時における評価額となります。

死亡廃用共済の子牛等（胎児）の加入は？

「育成乳牛」、「育成・肥育牛」の子牛等に加入する場合、加入する旨を共済掛金期間開始の**2週間前までに**申し出をしてください。申し込み時には出生予定頭数、直近1年間に死亡した胎児の頭数を申告してください。



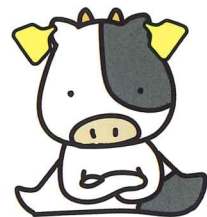
疾病傷害共済（病傷共済）

包括共済家畜区分	定 義	酪農家	繁殖 和牛農家	肥育農家
乳用牛※	死廃共済の「搾乳牛」及び「育成乳牛」 （牛の胎児を除く）	○		
肉用牛※	死廃共済の「繁殖用雌牛」及び「育 成・肥育牛」（牛の胎児を除く）	○	○	○

※印のある区分で、子牛（出生後第5月の末日を経過しない牛）を共済目的とする場合、共済掛金期間の開始する**2週間前までに**申し出をお願いします。

酪農家がすべての飼養牛の補償を受ける場合は、1頁の表と2頁の表の○印の加入区分となります。

酪農家が死廃共済で、ホルスタイン種やジャージー種の雄、F1やET和牛、乳用種以外の胎児を補償対象にするには、「育成・肥育牛」に加入する必要があります。また、病傷共済で、ホルスタイン種やジャージー種の雄、F1やET和牛など乳用種以外の品種を補償対象にするには、「肉用牛」に加入する必要があります。



死亡廃用共済は、年間飼養計画頭数での加入となります。

期 首

期首時点で飼養している牛、県内の他牧場に預託している牛、補償期間中に導入・出生予定の牛を申告してください。

期首頭数	導入予定頭数	出生予定頭数	胎児死亡予定頭数

補償期間中の異動（導入・資格取得・譲渡など）による補償割合の変動はありません

期 末

期末に1年間の飼養実績頭数を確認し、共済掛金等の調整を行います。補償期間中に他牧場に預託した場合は、組合へ届出をしてください。

例 1 飼養計画頭数＞飼養実績頭数

期首頭数	導入実績頭数	出生実績頭数	胎児死亡実績頭数

掛金等を返還します

例 2 飼養計画頭数＜飼養実績頭数

期首頭数	導入実績頭数	出生実績頭数	胎児死亡実績頭数

掛金等の追加納入があります

※期末調整により共済金等の追加支払又は返還請求が発生する場合があります。

詳細については「別紙」をご確認ください。

疾病傷害共済は、期首の飼養頭数での加入となります。

期 首

期首時点で飼養している牛、県内の他牧場に預託している牛を申告してください。

期首時点で加入する家畜区分を飼養していない場合は？

継続加入申し込み時点以降に子牛等を出荷し、期首時点で飼養頭数が「0」となった場合、補償期間中に家畜を飼養した日から**2週間以内**の申告により、共済金額の増額を行います。

この場合、追加引受となり共済金額の増額分の掛金等を納入していただきます。

なお、申告がなく増額がなかった場合は診療費が全額自己負担となりますのでご注意ください。

家畜の評価額と総共済価額

家畜の価額は、用途別、品種別、性別及び**月齢別の評価額（評価基準）**に基づいて評価します。評価基準は、家畜市場等の平均取引価格等を基に**毎年度見直します**。評価基準のうち、胎児の評価基準は別表1のとおりです。

総共済価額 = 評価額 × 引受頭数

総共済価額は、加入する家畜の当該月齢別の評価額を合計したものとなります。

下表の例では、総共済価額は1,200万となります。

月 齢	評価額	引受頭数	評価額(計)
25ヵ月齢	50万	5頭	250万
35ヵ月齢	60万	10頭	600万
40ヵ月齢	70万	5頭	350万
総共済価額			1,200万



死廃共済では、固定資産的家畜の場合は「**期首**」月齢、棚卸資産的家畜の場合は「**期末**」月齢での評価額となります。病傷共済では「**期首**」月齢での評価額となります。

病傷共済の総共済価額は、50万×引受頭数が上限となります。

補償額（共済金額）

共済金額は、支払共済金の最高限度額となります。

死廃共済の補償額は総共済価額の20～80%で選択できます。

補償割合は、補償期間中は原則変更できません。

補償額（円） = 総共済価額 × 補償割合

病傷共済の補償額は病傷共済金支払限度額の範囲内で選択できます。

補償額（円） = 病傷共済金支払限度額 × 選択率

病傷共済金支払限度額は、総共済価額×病傷共済金支払限度率で求めます。

異動通知

次のような場合、異動日から2週間以内に報告してください。

◇死廃共済

- ・ 農場の譲受け、畜舎の増築などで、飼養頭数が大幅に増加した場合
- ・ 飼養規模頭数が大幅に減少した場合

◇病傷共済

- ・ 共済目的たる家畜を飼養することとなった場合
- ・ 飼養規模頭数が大幅に減少した場合

◇廃業した場合

- ・ 残期間の掛金等を払い戻します。
- ・ 死廃及び病傷共済金を返還していただく場合があります。

頭数が大幅に増減したら
連絡してね！



共済金額の変更

■死廃共済の場合

大幅な増頭があった場合は、増額した共済金額に係る共済掛金等を納入していただきますが、補償割合を下げることも可能です。

▶事例：評価額500万の増加に伴い共済金額が300万増加した場合

$$\frac{\text{共済金額}}{300\text{万}} = (\text{補償割合}) 60\% \quad \longrightarrow \quad \frac{\text{共済金額}}{600\text{万}} = (\text{補償割合}) 60\%$$

(共済価額) 500万 (共済価額) 1000万

- ・ 共済金額の増加分300万に対する共済掛金等を納入していただきます。
- ・ 変更前の共済金額を下回らない範囲で共済金額を変更することも可能です。
- ・ 事例は、共済金額の変更可能額を最大としたもので、変更額は加入者の選択となります。
- ・ 「変更前の共済金額」と「変更後の共済価額の20/100に相当する金額」のいずれか高い金額まで変更できます。

▶事例：評価額500万の増加に伴い共済金額を300万とした場合

$$\frac{\text{共済金額}}{300\text{万}} = (\text{補償割合}) 60\% \quad \longrightarrow \quad \frac{\text{共済金額}}{300\text{万}} = (\text{補償割合}) 30\%$$

(共済価額) 500万 (共済価額) 1000万

■病傷共済の場合

- ・ 期首時点の飼養頭数が0頭の場合、補償期間中の最初に家畜を飼養した時点で、共済金額を増額します。
- ・ 引受時あるいは前回増額時より共済価額が増加した場合、共済金額を増額することが可能です。
- ・ 増額の場合、変更前の選択割合が上限となります。
- ・ 増額した場合は、増額した共済金額に係る共済掛金等を納入していただきます。

共済掛金

加入者に負担していただく掛金等は、共済金額から次のように算定されます。

$$\text{負担額} = \text{共済金額} \times \text{危険段階別掛金率} - \text{国庫負担額} + \text{事務費賦課金}$$

危険段階別掛金率

掛金率は、原則として3年に一度、過去3カ年の被害率から国が定めます。示された掛金率から過去の損害率に基づき、危険段階別の共済掛金率を設定し、適用します。

危険段階別掛金率のイメージ（※死亡廃用共済の場合）

危険段階区分	平均損害率の範囲	危険段階別掛金率	加入者
10	195.0～	15.399	C
9	185.0～195.0	14.873	
8	175.0～185.0	14.346	A.G
1	105.0～110.0	10.660	E
0	95.0～105.0	10.134	F.H.I
-1	85.0～95.0	9.607	
-8	15.0～25.0	5.921	K
-9	5.0～15.0	5.395	B.D
-10	0.0～5.0	5.000	

死廃共済の危険段階区分数は、-10から10までの**21区分**となります。（左表）

病傷共済の危険段階区分数は、1から41までの**41区分**となります。

加入する家畜区分が、どの危険段階区分に属するかは、直近10年間の損害率により判定を行い、毎年度見直しとなります。

左の表は、国から告示された掛金率「10.000」を段階別に設定したものです。

国庫負担額

共済掛金の加入者負担を軽減するために、国が一部を負担します。国の負担割合は、牛、馬は**2分の1**、豚は**5分の2**と定められています。また、家畜区分ごとに共済金額の国庫負担限度額が設けられています。

事務費賦課金

業務の執行に要する経費で、**引受頭数**に賦課単価を乗じて算定します。

共済掛金の分納

共済掛金は、一括納付していただくのが原則ですが、掛金支払負担を分散するために、一定の条件のもとで3回もしくは2回に分割して納入することができます。

■一定の条件とは

- ・ 掛金の額が、加入家畜区分ごとに事業規程等で定める金額以上であること
- ・ 第2回目以降の掛金について分納申請書、分納保証書を提出できること
- ・ 共済掛金期間が1年（共済掛金期間の月数が12か月のものを含む）の場合 3回
- ・ 共済掛金期間が6か月以上12か月未満の場合 2回

■延滞金

- ・ 第2回目以降の掛金について、払込が遅延した場合、年10.75%の割合で払込期限の翌日から完納日の前日までの日数により計算した延滞金が発生します。



家畜共済の事故とは

■死廃共済

- ・ 加入家畜の死亡事故、病気やケガで廃用となったとき
(妊娠240日以上経過した、牛の胎児の早死産及び奇形を含む)
- ・ ヨーネ病などの伝染病で県知事より殺処分命令を受けたとき
(但し、口蹄疫など特別手当金、補償金の交付される事故を除く)
- ・ 自主淘汰あるいは肉用出荷、一般出荷(家畜商に売却され、と殺された場合も含む)した牛が牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断されたとき
- ・ 盗難、行方不明になったとき

■病傷共済

- ・ 加入家畜が病気又はケガをして診療を受けたとき

損害評価 (事故の認定)

- ・ 事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると認められたときは、すぐに農業共済組合(NOSAI)もしくは家畜診療所へ通知願います。
- ・ 死亡・廃用事故が発生した場合、農業共済組合(NOSAI)の職員もしくは獣医師職員が現地確認を行いますので、立会いをお願いします。
- ・ 死亡・廃用事故の認定は、農林水産省の定める「家畜共済事務取扱要領」及び「廃用事故認定基準細則」に基づき行います。
- ・ 死亡事故の場合、死亡牛の画像等を送信していただくことで早期に死亡確認ができます。

死亡・廃用事故の支払共済金

支払共済金は、次のように計算し支払います。

$$\text{共済金} = \{ \text{死亡・廃用家畜の評価額}^* - \text{肉皮等残存物価額(基準額)} \} \times \text{補償割合}$$

※死亡・廃用家畜の評価額

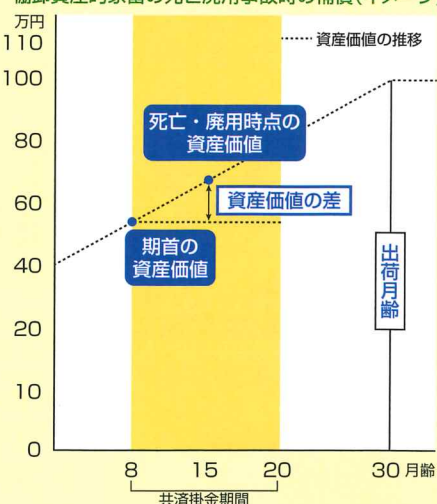
死亡・廃用家畜の評価額は、「搾乳牛」「繁殖用雌牛」など固定資産的家畜の場合、期首の評価額、「育成乳牛」「育成・肥育牛」など棚卸資産的家畜の場合、死亡・廃用時点までの資産価値の増加を加え、事故時点の評価額となります。

※基準額

廃用事故の場合で肉代等残存物価額が基準額を下回った場合は、次式により基準額を用いて共済金を計算します。基準単価は岡山県営食肉地方卸売市場の取引価格を基に毎年度決めています。

$$\text{基準額} = \text{基準単価} \times \text{枝肉重量} - \text{処理経費}$$

棚卸資産的家畜の死亡廃用事故時の補償(イメージ)



基準とする格付規格		廃用事故の区分	備考
乳用めす牛	C1	乳牛の雌※の1号、3号、6号	※乳牛の雌のうち、包括共済家畜区分が育成・肥育牛に区分されるものを除く
	C2	乳牛の雌※の5号	
乳用肥育去勢牛	C1	乳牛の雌※・種雄以外の牛の1号	
	C2	乳牛の雌※・種雄以外の牛の3号	

本年度の基準単価は別表2のとおりです。

病傷事故の支払共済金

原則、獣医師の治療（現物支給）により共済金を支払います。

（指定獣医師及び一般獣医師による治療の場合は異なります。詳細はNOSAI職員へ問い合わせください。）

- ・ 共済事故の給付対象外医薬品の使用や治療は加入者の負担となります。
- ・ 診療費の1割は自己負担となります。

診療を受けた場合、農林水産大臣が定める診療点数表から次の算式により算定します。

$$\text{共済金} = \text{B種総点数} \times 10\text{円} \times 90/100$$

診療を受けた場合、獣医師より診療種別通知書が交付されますので3年間保存してください。診療を受ける場合や死亡・廃用事故の確認時には、立会いをお願いします。

共済金の支払いには、限度があります

死廃共済：支払限度額を超えた共済金

過去3カ年の被害率が一定水準以下の場合、支払限度の適用となりませんが、一定水準を超える方は、共済金の支払額に限度額が設けられます。限度額を超過した場合には、超過した共済金について支払いができません。

なお、支払限度額の適用がある方でも次のような場合、共済金を支払います。

- ・ 死亡・廃用事故が、火災、伝染病、風水害、その他気象上の原因で発生した場合
- ・ 補償期間中の1頭目の事故で限度額を超過する場合には、計算された共済金の全額

※支払限度の適用（区分ごと）については、毎年度見直しを行います。支払限度の適用となった場合、継続加入申込時にお知らせします。

病傷共済：病傷共済の補償額（共済金額）を超えた共済金

補償額（共済金額）を超えた場合の診療費は、共済金としての支払いができないため、限度超過額として獣医師より請求させていただきます。

【免責について】

加入者義務に係る免責

免責事由	項 目	免責割合
牛伝染性リンパ腫 による共済事故	牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置を実施していない場合	40%
	と畜後廃用関係書類を受け取って（1日）、3日以内に組合等に対して、事故の発生通知をしなかった場合	10%
異動通知、 事故発生通知 又は損害発生通知	共済事故の発生通知が無かったとき、通知があっても死亡畜の確認ができなかった場合	100%
	死亡事故の発見（0日）から3日以上経過したもの	30%
	発症（0日）から受診までの日数が7日以上経過したことが原因で死亡・廃用事故に陥った場合	50%
損害防止	通常行うべき管理その他の損害防止ができていない場合	10～30%
	農業共済組合（NOSAI）及び獣医師の改善指示が守られなかった場合	30～50%

家畜共済は、国の政策保険であり、加入時の掛金の一部が国庫より補助されています。このため加入者には農業保険法に基づき、上記のような義務が課せられています。加入者義務に係る免責とは、これらが守られなかった場合の免責です。

家畜共済制度に係る免責

免責事由	項 目	免責割合
共済掛金の 払込みを 遅延した場合	掛金分納を行う場合で、払込猶予期間を経過して遅滞した場合は、払込み期限後共済掛金が払い込まれた時までの間に発生した共済事故	100%
	補償期間中の共済金額変更時の共済掛金について、払込みを遅延した場合は、異動の日から共済掛金の払込みまでに発生した共済事故	
	期末調整を行うときに、共済掛金の払込みを遅延した場合は、当該共済掛金期間の次の共済掛金期間において、払込み期限後から共済掛金の払込みまでに発生した共済事故	
その他の 共済事故	持ち込み事故の場合（共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害を受けていたもの又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき）	100%
	家畜共済の申し込みの際に、現に飼養している家畜のうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又はその原因が生じていた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く）	100%
	故意または重大な過失による共済事故の場合	100%
	待期間中の共済事故（共済責任の始まった日から2週間以内の共済事故）	100%
	廃用認定前のと殺又は譲渡	100%

【免責の除外（免責にならない場合）】

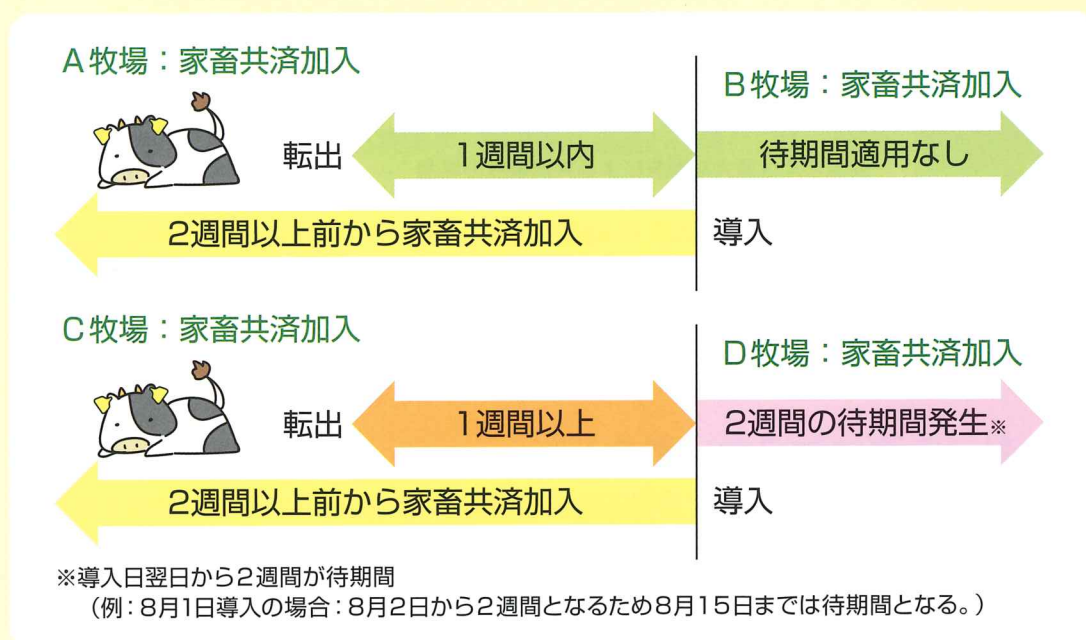
家畜の導入などの共済責任開始日から2週間以内（待期間）に発生した死廃事故及び病傷事故は、原則として、共済金の請求ができません。ただし、次の場合は共済金が請求できます。

◇当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時以降に生じたものである場合

分 類	事 故	事故原因
外 傷	切創、挫創、骨折、焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、火災、自然災害など
突発的に 発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に 起因する病気	乳熱、子宮脱、新生子の生後感染症など	分娩、新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母牛の死亡又は廃用に伴う胎児死	母牛の死亡又は廃用

◇組合等の包括共済関係に付されていた家畜が、当該組合等の廃止の日から2週間以内に、新たな組合で家畜共済に付された場合

- ◇当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から当該組合員等の他の包括共済関係に付されていたものであって、当該他の共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなったことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合
- ◇子牛等であって当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から、当該組合員等の共済関係に付されていたものであるとき（当該共済関係に付される2週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）の共済関係に付されていた場合であって、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員等の共済関係に付されたものであるときを含む。）
- ◇当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される2週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）に係る共済関係に付されていたものであって、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合



- ◇当該廃用に係る家畜が牛伝染性リンパ腫又はBSEにかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことに付き、重大な過失がないこと。

加入内容の確認について

加入者には、加入時に「加入証」を送付しますので、内容をご確認いただき、共済責任期間中は大切に保管してください。



重要!

牛トレーサビリティ情報の届出は速やかに行ってください。

引受及び事故確認にトレーサビリティ情報を利用して効率的に飼養家畜を確認しますので、耳標の装着と出生・転入・転出・死亡等の各種届出は速やかに行ってください。

■個人情報の取り扱いについて

- ・加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）については、NOSAIが引受の判断、共済金等の支払、共済関係の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。
- ・本共済関係に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の農業保険の案内等のために業務に必要な範囲内で利用することがあります。
- ・NOSAIと国の二者間で個人情報を共同利用します。
- ・法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

■その他の事項

かつて無い災害などにより、NOSAIの財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等の支払う金額を削減することがあります。

■家畜診療に係るお願いについて

診療依頼や診療時には、以下の点にご協力をお願いします。

●診療依頼の電話は、午前8時30分から午前9時30分までに各家畜診療所へお願いします。

※獣医師職員数の減少に伴い、管内の診療が効率的に行えるようご協力をお願いします。

また、診療時間を指定されましても、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

※午前9時30分以降の診療依頼は、急患を除き当日中に対応できない場合がありますので、予めご了承ください。

※直接獣医師個人の携帯電話へ診療依頼することは、ご遠慮ください。

※土日祝祭日及び夜間の診療は、原則として急患のみの受付とさせていただきます。

●診療時には立会い、牛の保定等をお願いします。

※個体の取り間違え防止のために診療時の立会いをお願いします。

※獣医師職員の労働災害等を未然に防ぐため、牛の保定等にご協力ください。



問合せ先

支所名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
備前支所	086-277-5511	086-276-5556	〒703-8265	岡山市中区倉田436-2
備南支所	0866-83-2600	0866-83-2650	〒714-1211	小田郡矢掛町東三成614-2
備北支所	0866-21-0350	0866-22-3456	〒716-0002	高梁市津川町今津1922-2
美作支所	0868-54-5061	0868-54-2270	〒708-0314	苫田郡鏡野町沢田360-1

このパンフレットは、家畜共済制度の概要を説明するために岡山県農業共済組合が令和7年3月に作成したものです。

死亡廃用共済では共済掛金等の期末調整があります。

死亡廃用共済においては、共済掛金期間の満了後、牛トレサ法に基づく届出を完了していただき、組合はトレサ情報等により期中の飼養実績頭数を確認します。

飼養実績頭数に基づき、共済価額、共済掛金等の再算定を行い、納付済み共済掛金等との差額を計算します。差額が生じたときは、組合が当該差額の徴収又は払い戻しを行います。

また、死廃共済金支払限度額の適用がある場合は、飼養実績頭数に基づき、死廃共済金支払限度額の再算定を行い、死廃共済金に差額が生じたときは、当該差額の追加支払又は返還請求を行います。

1 共済掛金等の期末調整

○飼養実績頭数が変動し、共済価額が期首時より増加した場合（事例1）

◇ 掛金等の追加徴収となります。

○飼養実績頭数が変動し、共済価額が期首時より減少した場合（事例2）

◇ 掛金等の返還（組合から払い戻し）となります。

2 死廃事故共済金の期末調整

死廃共済金支払限度の適用がある場合は、共済金の期末調整があります。

○飼養実績頭数が変動し、共済価額が増加した場合（事例1）

◇ 死廃共済金支払限度額が増加します。

◇ 支払われなかった共済金が存在する時は、増加した支払限度額の範囲内で、共済金の追加支払となります。

○飼養実績頭数が変動し、共済価額が減少した場合（事例2）

◇ 死廃共済金支払限度額が減少します。

◇ 期末調整後の死廃共済金支払限度が、当該共済掛金期間中に発生した死廃事故に係る期末調整前の一般事故の支払共済金総額を下回るときは、差額の返還請求となります。

3 組合員等負担共済掛金の差額と共済金の差額の相殺

期末調整によって生じた組合員等負担共済掛金等の差額と共済金の差額については、相殺することができます。

（※口座振替（一部金融機関を除く。）の場合に限ります。）

事例１：飼養実績頭数が増加し、共済価額が増加した場合

飼養実績頭数に基づき、共済掛金、賦課金、死廃共済金支払限度額の再計算を行います。

	引受頭数 (頭)	共済価額 (千円)	共済金額 (千円)	付保割合 (%)	組合員負担 共済掛金 (千円)	事務費 賦課金 (千円)	死廃共済金 支払限度額 (千円)
①期末調整前(期首)	100	50,000	25,000	50.0	1,250	85.0	5,000
②期末調整後(期末)	110	55,000	27,500	50.0	1,375	93.5	5,500
差(②-①)	10	5,000	2,500	0.0	125	8.5	500
追加徴収額					125	8.5	

- ・ 共済掛金、賦課金が増加します（追加徴収となります）。
- ・ 死廃共済金支払限度額が増加します。

死廃共済金を再算定します。

	死廃共済金 (千円)	支払限度 超過額 (千円)
①期末調整前(期首)	5,000	1,250
②期末調整後(期末)	5,500	750
差(②-①)	500	△ 500
追加支払額	500	

- ・ 死廃共済金支払限度額を超過している場合は、期末調整後の支払限度額の範囲内で共済金の追加支払を行います。

事例２：飼養実績頭数が減少し、共済価額が減少した場合

	引受頭数 (頭)	共済価額 (千円)	共済金額 (千円)	付保割合 (%)	組合員負担 共済掛金 (千円)	事務費 賦課金 (千円)	死廃共済金 支払限度額 (千円)
①期末調整前(期首)	100	50,000	25,000	50.0	1,250	85.0	5,000
②期末調整後(期末)	90	45,000	22,500	50.0	1,125	76.5	4,500
差(②-①)	△ 10	△ 5,000	△ 2,500	0.0	△ 125	△ 8.5	△ 500
返還額					125	8.5	

- ・ 共済掛金、賦課金が減少します（払い戻しとなります）。
- ・ 死廃共済金支払限度額が減少します。

	死廃共済金 (千円)	支払限度 超過額 (千円)
①期末調整前(期首)	5,000	1,250
②期末調整後(期末)	4,500	1,750
差(②-①)	△ 500	500
返還請求額	500	

- ・ 死廃共済金支払限度額を超過している場合は、支払限度額の減少に伴い、共済金の返還請求を行います。